

平成26年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

平成26年2月28日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第5号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第10号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第7 議案第11号 指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第12号 瑞穂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第13号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第14号 瑞穂市基金条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第15号 瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第16号 瑞穂市総合センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第17号 平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第14 議案第18号 平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第15 議案第19号 平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第20号 平成25年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第21号 平成25年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第22号 平成25年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第23号 平成25年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第24号 平成26年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第21 議案第25号 平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第22 議案第26号 平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第23 議案第27号 平成26年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算
- 日程第24 議案第28号 平成26年度瑞穂市下水道事業特別会計予算
- 日程第25 議案第29号 平成26年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第26 議案第30号 平成26年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第27 議案第31号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第28 議案第32号 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○本日の会議に出席した議員

| | | | | |
|-----|----|----|-----|---------|
| 1番 | 堀 | 武 | 2番 | くまがいさちこ |
| 3番 | 西岡 | 一成 | 4番 | 庄田昭人 |
| 5番 | 森 | 治久 | 6番 | 棚橋敏明 |
| 7番 | 広瀬 | 武雄 | 8番 | 松野藤四郎 |
| 9番 | 広瀬 | 捨男 | 10番 | 古川貴敏 |
| 11番 | 河村 | 孝弘 | 12番 | 清水治 |
| 13番 | 若井 | 千尋 | 14番 | 若園五朗 |
| 15番 | 広瀬 | 時男 | 16番 | 小川勝範 |
| 17番 | 星川 | 睦枝 | 18番 | 藤橋礼治 |

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

| | | | | |
|--------------|----|----|------------------|------|
| 市長 | 堀 | 孝正 | 副市長 | 奥田尚道 |
| 教育長 | 横山 | 博信 | 企画部長 | 森和之 |
| 総務部長 | 早瀬 | 俊一 | 市民部兼 巢南庁舎管理部長 | 広瀬充利 |
| 福祉部長 | 高田 | 薫 | 都市整備部長 | 弘岡敏 |
| 調整監 | 白河 | 忠良 | 環境水道部長 | 鹿野政和 |
| 会計管理者 | 宇野 | 清隆 | 教育次長 | 高田敏朗 |
| 監査委員 事務局長 | 松井 | 章治 | | |

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

| | | | | | |
|--------|----|----|----|---|----|
| 議会事務局長 | 田宮 | 康弘 | 書記 | 泉 | 大作 |
| 書記 | 今木 | 浩靖 | | | |

開会及び開議の宣告

○議長（星川睦枝君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成26年第1回瑞穂市議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星川睦枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号10番 古川貴敏君と11番 河村孝弘君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（星川睦枝君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの19日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの19日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（星川睦枝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

4件報告します。

まず3件について、議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（田宮康弘君） おはようございます。

議長にかわりまして、3件報告します。

まず1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は、平成25年12月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は、関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないと認められた。

給食費負担金について、提示された資料に基づき収入未済額などの確認を行ったところ、二重納付となった給食費負担金1件分の充当処理におくれが生じているとの報告を受けた。金額及び件数の多寡にかかわらず、現金等の出納に係る事務処理を長期間放置しておくことは適切

ではなく、再発を防止するための対策を講ずる等、同様の過ちを繰り返さないように努めていただきたいとの報告でした。

関連して2件目ですが、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を同条第9項の規定により、監査委員から受けております。監査は12月16日に総務課を対象に実施され、財務に関する事務は適正に執行されていると認められた。その他の事項についての監査結果につきましては、お手元に配付の定期監査結果報告書のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

3件目は、市議会議長会関係の報告です。2月7日に第271回岐阜県市議会議長会議が大垣市で開催され、議長、副議長と私の3人が出席しました。会議では、平成25年7月2日から平成26年2月6日までの会務報告の後、平成26年度予算を定める議案など7議案が審議され、いずれも可決されました。なお、次回の岐阜県市議会議長会議は、7月に高山市で開催される予定でございます。以上でございます。

○議長（星川睦枝君） 4件目は、平成26年第1回もとす広域連合議会定例会について、清水治君から報告願います。

12番 清水治君。

○12番（清水 治君） どうも皆さん、おはようございます。議席番号12番 清水治です。

議長より御指名をいただきましたので、平成26年第1回もとす広域連合議会定例会について、代表して報告をさせていただきます。

第1回定例会は、2月13日から21日まで、9日間の会期で開催されました。

今議会に広域連合長から提出されました議案は10件で、内訳は、条例の一部改正を行う議案4件、平成25年度の補正予算3件、平成26年度の当初予算3件でした。

条例の一部改正については、幼児療育センターの相談支援業務の実施に伴い、職員の定数をふやすため、条例の改正を行うもののほかに、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、条例の改正を行うものが2件、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正するなどの法律等の公布に伴い、もとす広域連合衛生施設において、利用手数料に消費税改正分を上乗せするための条例の改正を行うものです。

予算関係につきましては、一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の3つの会計で、平成25年度補正予算を定めるものと平成26年度当初予算を定めるものであります。

平成26年度当初予算につきましては、3会計の合計で81億1,080万円となりました。これは平成25年度当初予算の3会計の合計に比べ、金額で6億7,585万3,000円の増額、率では9.1%の増となっております。

当初予算の概要をかいつまんで申し上げますと、一般会計では総額で5億2,050万円となり

ました。主なものとして、衛生費のし尿処理費で、施設の長寿命化計画に伴う西棟の大規模修繕を予定しており、昨年度と比べて3,316万円の増額になりました。平成25年度当初予算と比較すると6,330万9,000円、13.8%の増となります。

介護保険特別会計では、総額が66億8,330万円となりました。主なものは、保険給付費の5億6,639万7,000円の増額で、これは高齢者の増加など利用者増による給付費の伸びを見込んだもので、特に地域密着型介護サービス給付費が1億503万6,000円の増額、施設介護サービス給付費が2億9,688万円の増額、介護予防サービス給付費が5,222万8,000円の増額となっております。平成25年度当初予算と比較すると6億1,244万4,000円、10.1%の増となります。

老人福祉施設特別会計では、総額が9億700万円となりました。職員等の異動による人件費の増減のほかに、主なものとしては、施設介護事業費でノロウイルス等感染拡大防止対策として特養廊下仕切り扉設置工事として147万4,000円があります。平成25年度当初予算と比較すると10万円、0.01%の増となります。

3つの会計を合計した瑞穂市の負担金は5億7,276万5,000円となり、平成25年度に比べ、4,673万4,000円、8.9%の増となります。

提出されました議案は、広域連合長より提案理由の説明の後、所管の常任委員会に審査を付託し、2月21日の定例会最終日、委員長報告の後、質疑・討論・採決を行い、いずれも原案のとおり可決をされました。

全ての議案の採決が終わった後、広域連合の村瀬明義議長から議長の辞職願が提出されました。議会で議長の辞職願を許可した後、議長選挙が行われました。選挙の結果は、北方町の井野勝巳議員が議長に当選されました。

議長が決定した後、しばらく休憩しましたが、休憩中に松野藤四郎副議長から副議長の辞職願が提出されました。議会で副議長の辞職を許可した後、副議長選挙が行われました。選挙の結果は、本巢市の舩渡洋子議員が副議長に当選をされました。

その後、議会選出の鈴木浩之監査委員から監査委員の退職願が広域連合長に提出されました。広域連合長はこれを承認し、後任の監査委員に、当市の松野藤四郎議員を選任することに議会の同意を求める議案を追加上程し、議会はこれに同意いたしました。

次に、2月22日に現在の委員の任期が満了することに伴い、もつと広域連合議会委員会条例第7条第2項の規定によって、議会運営委員会委員と常任委員会委員の選任が行われました。選出の結果、議会運営委員に小川勝範議員、棚橋敏明議員と私、清水治が、総務介護常任委員に小川勝範議員と私、清水治が、老人福祉常任委員に松野藤四郎議員と森治久議員が、療育医療衛生常任委員に堀武議員と棚橋敏明議員、若井千尋議員がそれぞれ選任をされました。

なお、各委員会で行われた委員長と副委員長の互選の結果については、お手元に配付してあるもつと広域連合議会委員会構成名簿のとおりです。

以上、平成26年第1回もとす広域連合議会定例会の報告を終わります。

なお、これら定例会の議案書及び詳細な資料を議会事務局に預けてありますので、御希望の方はごらんください。以上です。

○議長（星川睦枝君） ありがとうございます。

以上、報告した4件の資料は、事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思えます。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（星川睦枝君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） それでは、私のほうから行政報告をさせていただきます。

平成26年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会についてであります。平成26年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、去る26年2月19日、岐阜市柳津公民館において開催され、瑞穂市の議員として出席をいたしましたので、その状況について報告をいたします。

議案は6件ありまして、概要は次のとおりであります。

議案第1号平成26年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算であります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,670万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、分担金及び負担金で2億1,023万4,000円、繰越金で2,300万円でありま

す。

歳出の主なものは、総務費で2億3,409万4,000円であります。

次に、議案第2号平成26年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,222億3,814万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、市町村支出金で376億634万8000円、国庫・県支出金で903億1,403万円、支払基金交付金で902億1,168万5,000円であります。

歳出の主なものは、総務費で4億4,107万円、保険給付費で2,192億4,510万5,000円であり、前年度比4.9%の伸びとなっております。

また、県財政安定化基金拠出金及び特別高額医療費共同事業拠出で1億3,641万1,000円、保健事業費で6億5,195万2,000円あります。

次に、議案第3号岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一

部を改正する条例の制定についてであります。

保険料の軽減特例措置を引き続き実施するために、条例を改正するものであります。

次に、議案第4号岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成26、27年度の保険料率を定め、賦課限度額の改定及び均等割額の軽減対象拡大、並びに軽減特例措置を引き続き実施するために、条例を改正するものであります。

次に、議案第5号岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任についてであります。

公平委員会委員 小坂善紀氏の任期が平成26年3月27日をもって満了となるので、新たに山田隆治氏を選任するため、議会の同意を求めるものであります。

以上5議案のうち議案第2号、第4号に質疑・討論がありましたが、採決の結果、全て可決されました。

最後に、請願第1号についてであります。

岐阜県社会保障推進協議会より、平成26、27年度後期高齢者医療保険料の引き上げをしないことを求める請願書が提出されましたので、請願第1号として審議されました。

審議において質疑はなく、賛成討論がありましたが、採決の結果、賛成少数で不採択となりました。

以上について報告させていただきましたが、詳細は市民部医療保険課に資料が保管されておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

次に、損害賠償に係る専決処分を報告します。

報告第1号専決処分の報告についてであります。

瑞穂市別府地内の道路側溝が破損してできたくぼみが原因で相手方がけがをした事故について、和解が成立し、賠償額を定めることについて地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により御報告をさせていただきます。

以上、2件について行政報告をさせていただきました。

○議長（星川睦枝君） これで行政報告は終わりました。

日程第5 議案第5号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（星川睦枝君） 日程第5、議案第5号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 広瀬武雄君。

○文教厚生委員長（広瀬武雄君） 議席番号7番、文教厚生委員長 広瀬武雄でございます。

ただいま議長より報告のお許しをいただきましたので、文教厚生委員会の報告を申し上げます。

す。

平成26年第1回瑞穂市議会臨時会におきまして、文教厚生委員会に付託されました議案第5号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてが閉会中の継続審査となっておりますが、2月19日に委員会を開催し、慎重に審査しましたので、会議規則第39条の規定によりまして、第1回臨時会からの審査の経過及び結果について報告いたします。

なお、1月22日と2月19日の2回分の報告となりますので、似通った質疑等、あるいは答弁もあるかとは思いますが、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

まず第1回臨時会では、1月22日に文教厚生委員会を開催いたしました。全委員が出席し、執行部からは、市長、副市長、教育長、所管の部課長の出席を求め、審査を行いました。委員会では、ほかの付託議案とともに執行部に本案の補足説明を受けた後、質疑に入り、主な質疑は次のとおりでありました。

国保運営協議会では、この税率改正について何回くらい開催されたのかとの質疑には、国保運営協議会における税率改正についての審議は12月18日の1回である。事前に資料を配付し、十分な審議をさせていただいているとの答弁がありました。

また、資産割をなくして3方式とする考えはどうかの質疑には、資産割をなくすと所得割の負担が高くなり過ぎるため、現行の4方式としている。国が示す割合である所得割40%、資産割10%、均等割35%、平等割15%に近づくように算定した。また、保険給付費の伸びを考えて改正税率を算定したとの答弁でした。

資産割を減らす考えはあるのかの質疑には、国が理想とする負担割合に近づけるため、資産割の率を減らす改正をしているとの答弁でした。

次に、平等割を改正していないが、するべきではないのかとの質疑には、平等割は世帯に係るものであり、これを増加させることは、低所得者世帯の保険税負担が大きくなる場合がある。国が示す負担割合を念頭に置いて試算を行ったが、現行のままで改正しなくてもよいと判断したとの答弁でした。

歳入見込みのうち、消費税増額に係る分はどのくらいあるのか、数値で示せるのかとの質疑には、消費税の増税分は保険基盤安定繰入金に投入されるが、現時点では不明であるとの答弁でした。

なぜ、この時期に国保の税率を改正するのか、国保予算と一緒に審議すべきではないのかとの質疑には、国の閣議決定を12月に受け、それにあわせて保険税率の試算などの作業を進めた後、国保運営協議会で審議し、答申を受けた。改正内容をより早く市民に周知できると考え、臨時会が開催されたので上程したとの答弁でした。

この改正により、どのくらいの負担増となるのかとの質疑には、試算によると、医療費分は1,900円の減額、後期高齢者支援金分3,000円の増、介護納付金分4,500円の増となり、1人当

たり年間5,600円の負担増となるとの答弁でした。

また、今までの税率で運用できないのかの質疑には、国保会計は平成24年度収支で約470万円の赤字であった。平成25年度は、保険給付費が約5%、1億5,000万円くらいの伸びとなるため、赤字が拡大すると見込まれる。このまま改正しなければ3期連続で赤字でいいのかという考えのもと、赤字を回避する改正の提案としたとの答弁でした。

同様に、一般会計からの法定外繰り入れや基金の取り崩しにより税率改正は必要ないと考えがどうかとの質疑には、国保制度は他の医療保険制度に加入できない方が加入する制度であり、市民全ての方が国保の加入者ではない。このため、一般会計からは、従来よりルールをつくり、繰り入れをしている。一般会計からの赤字への補填は考えていない。また、基金を取り崩して対応するのも基金を減らすことになり、適正なる基金保有額を確保できなくなり問題である。ルール外の繰り入れや基金の取り崩しをしない前提の改正であるとの答弁でした。

以上のとおり、詳細にわたる質疑に対し、わかりやすく説明を受けたが、ある委員から、この条例の改正についてはもう少し調査し議論が必要であると考え、継続審査にしてはどうかとの提案があり、全委員に諮ったところ、全会一致で継続審査とすることとし、閉会中の継続審査の申し出を行い、議会で承認されました。

ここまでの1月22日の委員会の内容でございます。

その後、文教厚生委員会を2月19日午後3時より議員会議室にて開催いたしました。全委員が出席し、執行部からは、副市長、所管の部課長の出席を求め、審査を行いました。委員会の審査では、過去からの国保会計の歳入歳出、基金などの動向や将来の収支の見込みなどの詳細な内容、また県内の他市の動向等、再度執行部に説明を求めました。

説明として、国保会計は平成24年度の単年度収支は約470万円の赤字であり、平成25年度も7,500万円ほどの赤字が見込まれる。保険税率は、従来より2年ごとに見直しを行って、その適正化を図り、国保会計の健全なる運営を行っている。今回は税率の見直しの年に当たり、医療費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の各区分の保険税率をそれぞれ試算した。なお、この保険税率は国保運営協議会の審議・答申を受けての改正であるとの詳細な説明がございました。

主な質疑としましては、国保の各区分の税収入はどれだけかの質疑に、税率改正後として医療費分は8億5,100万円、後期高齢者支援金分は2億6,000万円、介護納付金分は1億1,400万円ほどの収入を見込んでいるとの答弁がありました。

また、現行のままの税率とした場合、その収支はどうなるのかの質疑には、平成26年度は、国や県からの負担金や交付金が増額となること等を加味して算定すると、税率改正をした場合は3,200万円ほどの黒字となるが、改正しないと1,000万円ほどの赤字となる。その差は4,200万円ほどになるとの答弁でした。

また、今回の改正の目的に負担の公平性を図るとあるが、公平性をどのように考えているのかの質疑には、国保の税率には3つの区分がある。各区分の収支については、現在介護分の収入が少なく、残り2つの区分の収入を介護納付金に充てる形となり、不公平なバランスとなっている。これらの不公平をなるべくなくし、各区分の税率を適正化するために保険税率を見直したとの答弁がありました。

また、消費税の増税による国からの負担金を充てれば不公平感がなくなるのではないかとの質疑には、医療分と支援分は同じ被保険者が納めるが、介護分は40歳から64歳の人が納めるものであり、区分により納める人たちが異なる。各区分の収支のバランスを考え、公平となるように税率を見直したとの答弁がありました。

医療費の支出が伸びているにもかかわらず、医療分の税率を下げるのはなぜかの質疑には、医療費は年々伸びているが、医療分の収支は予測と異なる黒字となっている。このため適正な税率改正としたとの答弁がありました。

資料を見ると、県内では国保税率を据え置く市が11市とあるが、それぞれの市の内容がわからないので比較検討ができないため判断できないとの発言があり、県内の各市においては、人口構成、基金保有状況など各市の状況や財政などの諸事情があるため、国保税率等は、それぞれ各市が独自で判断をされており、事情も異なるため、一概に比較することは適切でない。当市では、とにかく赤字をそのままにすることは後の被保険者に赤字の補填を求めることにもなるため、被保険者間や各年度間の収支の平準化を図り、バランスをとることを重視して、国保財政を今後も安定した運営ができる税率にしたとの説明がありました。

続けて、国保会計を単年度で見ると、今回税率改正しなくても1年は持ちこたえられないのかの質疑には、収支の赤字はふえるが、基金を取り崩す前提ならば1年間は持ちこたえられないことはないと思うとの答弁がありました。

また、一般会計から国保会計への繰り入れをもっとふやしてはどうかの質疑には、一般会計から国保会計へ繰り入れについては、福祉医療の波及増分、保健事業の個別検診の差額分など一定のルールに従っている。ルール外の補填は被保険者以外の方の税金をも投入することになるため不公平となり、整合性がとれないとの答弁がありました。

さらに、消費税の増税により社会保障費として国からの負担金が増額されるのではないのかとの質疑には、国の負担金が増額されるかどうかなどの詳細は全く不明であり、現時点での収支の状況を分析して国保会計の健全化を図る税率改正としたとの答弁がありました。

このほか、委員からは、消費税の増税があり、この上国保が増税となると市民の負担感が増す。国の動向や医療費の動向を見ながら、1年間様子を見てから税率の見直しをしてもいいのではないかと、国保の健全財政は大事ではあるが、もっと市民目線で物事を見て考えてほしいなどの意見がありました。

討論に入り、全体的な政策のバランスを判断すると反対せざるを得ない、国の国保への負担率が減っていること、市の政策のバランス、弱者の立場を守るなどを考慮して政治的判断を行い、この条例改正に反対するとの反対討論がありました。

賛成討論はなく、採決の結果、全会一致で否決としました。

以上で、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。

平成26年2月28日、文教厚生委員会委員長 広瀬武雄。

○議長（星川睦枝君） これより、議案第5号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） まず1点、御質問を申し上げます。改革の西岡一成でございます。

委員長報告の中で、11市が税率の改定を据え置くという報告があったわけでありましてけれども、その中で、赤字で税率の改定を据え置く、そういう団体は具体的にあったのかどうか、あったとすれば、それはどこの団体なのかについてお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

○文教厚生委員長（広瀬武雄君） それでは、ただいまの西岡議員の御質問にお答えいたしますが、確かに委員長報告の中では他市の11市に触れましたが、正直申しまして、今西岡議員が言われるように、赤字であって据え置くというような市は、現在我々のほう、委員会としては、そのような調査もしておりませんし、認識もございません。その他の市では、主に岐阜市とか、その辺のところの保険税率の引き上げ、引き下げ等については論議されましたので、ただいまの質問についてはわからないと言ったほうがいいと思っております。以上でございます。

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君、よろしいですか。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 今の赤字の団体の中で、それにもかかわらず改定を据え置くというところは、全国的にはいろいろあると思うんですね。県内でもあるかもしれない。要するに、何を言いたいかといいますと、やはり基本的に住民の命・健康をまず守る、このことが自治体の責務ではないかというふうに思うからであります。そういう立場からすると、やはり今申し上げましたように、赤字であるとか赤字でないとか、人の命・健康には関係ないんですね。それをどう守っていくか、こういうことが我々議員、それから執行部の意識の中にきちっと持っておかなければならない、そういう問題ではないかという立場から、委員会の質疑の内容についてお聞きをしたわけでありまして。

結果として、そういう議論がなされず、実態がつかまれていない、執行部からの報告もないということであれば、それはそれでお聞きをしておきたいと思います。

上げる、上げないの問題があるわけですが、具体的には、その医療費を軽減していくというふうな意味では、予防医療とか生活習慣病に対する対策の問題とか、いろいろ言われておるわけでありまして、これは短期的に見れば、すぐ効果はないかもわかりませんが、長い目で見ると、大きな医療費の軽減につながると思うんですね。

まことに私ごとでありますけれども、私も今、重度障害者でバイパス手術を60歳のときにやりました。心臓の病気がわかったのは、40近くなってからであります。どういう病気かと言いますと、要するに高脂血症という病気だったんですね。コレステロールが非常に高い病気なんです。

しかし、そのことについて、残念ながらそれまで全くわからなかったんです。いわゆる弟が心筋梗塞で死んでから検査を受けて、初めて高脂血症であるということがわかり、わかった段階で検査をしたら、もう既に冠状動脈の根元が85%以上詰まっているという実態だったわけですね。その結果は、物すごい医療費を使うことになっているんです。物すごい医療費を3カ月に1回使う結果になっております。

ですから、そういうふうな具体的な予防策といいますか、そういうことについても具体的な議論を実際どの程度やられたか、この報告の中で聞いておりませんので、そういう話がもし出ておりましたら、御報告をしていただきたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 広瀬武雄議員。

○文教厚生委員長（広瀬武雄君） ちょっとざわついておりましたので、何の話かちょっとはつきりわかりませんが、ちょっと薄々わかりましたが、そのようなことは一切委員会で出ておりませんでした。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 出ていないのはわかりましたけれども、要するに、そういう予防対策を具体的に考えていくということは、長い目で見れば医療費の給付が少なくなくて済む、つまり国保税率を改定して増額をするということを抑えることができる、こういう観点の立場から話をさせていただいたわけです。結果、話はわかりました。

○議長（星川睦枝君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 清水治君。

○12番（清水 治君） 議席番号12番、清流クラブ、清水治です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第5号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

国民健康保険の加入者は、自営業者や高齢者が多く、消費税がアップされようとしている今、国保の増税は余りにも弱者への配慮が足りないのではないかと、少なくとも据え置きにするべきではないかという気持ちは痛いほどわかります。しかし、国民健康保険事業は、基本的に厚生労働省の通知に基づき運営されており、平成26年度の予算編成に当たっては、平成25年度において、新たに赤字を生じることが見込まれる保険者は、原則として平成26年度において赤字を解消することという指導を受け、執行部は本条例改正案を提出いたしております。

平成25年度は、7,000万から8,000万円ぐらいの赤字が見込まれるとしており、仮に税率が改正されれば、平成26年度は3,000万円程度の黒字、平成27年度は若干の赤字と試算されております。これが、現況のまま据え置きで試算しますと、平成26年度が1,000万円程度の赤字、平成27年度はさらに赤字が膨らむものと見込まれます。交付金等の収入を見込めますから、平成25年度の赤字をそのまま引きずることはありませんが、平成27年度の基金としては税率を改正して現在と同程度の4億4,000万円ぐらい、据え置きの場合は4億円を下回るものと推測されております。基金の額は、以前は1カ月の保険給付費の3カ月分が標準とされていましたが、今は明確な指標はないものの、おおむね二、三カ月分、当市で言えば、5億から7億5,000万円ぐらいになると思われます。最低でも5億程度の積み立ては必要かと思えます。現在も4億4,000万円と5億円を下回っており、これが4億円を下回ってくることになると、いざという場合の対応が難しくなるのではないのでしょうか。

また、国保は、平成29年度から都道府県に移管される予定ですが、どのような運営方式になるのかは全く未定とのことであり、それなりの恐ろしさも感じます。移管する際、仮に分担金等を求められた場合、基金だけで対応できずに一般会計からの繰り入れが必要となれば、それは国保加入者1万2,820人のために他の市民の税金を使うことになり、著しく公平性を欠くこととなります。この移管に関しましては、ここ1年でその骨子が見えてくると思えます。その状況によっては国保税の据え置きや、場合によっては引き下げもできる可能性がございます。

いずれにしても、今は基金を余り取り崩すことなく運営していくことがベストではないかと思えます。また、仮に平成26年度の1年を据え置きしたとしても、来年に見直しをかければ今回の改正税率をさらにアップしての改正となる可能性もあり、来年消費税が10%になったとすれば、市民にとっては、より大きな負担を感ずることになります。国保は一定のルー

ルのもと、福祉医療や特定健診等の差額補填など一般会計の繰り入れにより既に恩恵を受けております。市全体の公平性を考えれば、国保事業にルール分はともかく、それ以外の一般会計を繰り入れることがないよう運営しなければなりません。

まとめますと、国保税据え置きという言葉は心地よいですが、先送りされるだけであれば、それは国保加入者にとって決して負担軽減につながらないこと、国保事業は市民の公平性を基本に運営されること、来るべき都道府県移管を念頭に置いて運営されること、以上の3点から判断し、議案第5号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、賛成するものであります。以上です。

○議長（星川睦枝君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 堀武、原案に反対する立場で討論を行います。

今、清水議員のはまるつきり行政側の代弁。違いますか。そのとおりの発言で、少しも血も涙も通ってない発言。私がなぜそんな言い方をするかというと、この1年間を、要するに7,000万もの赤字かもわからんですけれども、消費税、その他があって、低所得者に対する負担がすごく大きい。食品物価に対してもそうでしょう。そのようなことに関して1年間据え置いて、そして1年後にもう一度判断する、これが何が間違っているのか。議員としては当然市民の立場。

一般会計から繰り入れられたとしてですけれども、それは特殊なことで、国の補助予算は受けられない物件に関して入れているだけという行政側の答弁を聞いて、1銭も入れていないと、国保に関して。そのような状況で国保を運営しているのが事実だし、そして、今言うように、基金の問題ですけれども、7,000万余分なものが減るといっても、1年間に国からの消費税値上げ分に関してどういうふうな措置が来るか、まだわからないと言っておる。だから、その辺を加味して言えば、1年間基金が減ったからといって、それが運営できないというようなことでもないし、まして29年、県と統一されるといっても、それもまだ具体的じゃない。どういう形になっているかもわからないというようなことの今の時期に、瑞穂市の市民の、極端なことを言えば、国保を受けられる方は企業を退職されて年金生活、そして国保に加入された。

そして自営業といっても本当に大変です。所得は低いし、そのような方たちの負担を1年間待ってあげて、そして温かい気持ちでやってやるのが行政じゃないですか。いきなり国の方針が決まったからといって上げる。その前に、国の方針からかけて据え置きにした県もあるでしょう。議員も、違いますか。国民の所得、下げる話は否決したでしょう。違いますか。違ったら後で私訂正しますけれども、そのような形でやってきたのに、温かい気持ちでやられれば、当然1年間据え置きして、2年ごとに云々言っているけれども、何も2年間云々だけれども、

1年間して、それで検討することは当たり前じゃないですか。違いますか。違うと言う人は違う人でいい、そう思ってやればいいんだから。だから、違うと思う人は違うと思ってやればいいのよ。だから、私はそういう形で言っていることだから、それを堂々と市民に示して、どちらが正しいかということをも市民の皆さんに判断してもらえばいいだけのことだから、そういうような形で、私はこれに関しては今原案に反対して、議員としても2年後に市民の判断を受けらんことは多分にあるんだから、そのようなつもりで僕はおりますが、以上です。

反対討論を終わります。以上。

○議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[「まだある」と3番議員の声あり]

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、反対の立場から討論を行いたいと思います。

まず、基本的には、憲法第25条に規定をされておりますように、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、この規定に基づいて、第2項で公衆衛生とその他社会保障等々について国は努力をしなければいけないという規定があるわけです。その規定を受けて、国民健康保険法というものがあることを、まずもってきちんと腹に据えておかなければならない問題だというふうに思います。

そういう観点からすると、現在のやっぱり国の対応というのが、まず1番には問題であります。先ほど清水議員がおっしゃられたように、そもそも国保自体が収入の少ない人たちによって構成をされている。ですから、国家の援助がなければもともとやっていけない、そういう制度であります。

ところが、現実に国保の総会計に占める国庫支出の割合を見ましても、1984年度は49.8%、大体50%ありました。それが、2009年度には25%に半減をしておるんです。ですから、その半減した分を地方と加入者で負担をなささいよということで国は押しつけているんです。その結果、今のように自治体の内部で上げていいんじゃないかとか、仕方ないんじゃないかとか、いや、それは断じてならんとかという、地方の中で首の締め合いをさせられている。そういうことを国が仕向けているんです。そのことをしっかりまずもって踏まえないと、内輪のけんかになってしまっはいけないと思います。

ですから、1番は国の負担割合を高めようということで、地方六団体を含めて、今まで国に要望を強くしているところでもありますけれども、我が市におきましてもぜひ市長のほうからも

強く、県、あるいは他の市町村と協力をタッグを組み合わせながら、上に上げていっていただきたいというふうに思います。

さて、じゃあ自分のところは赤字だから、それぞれの加入者間の負担があつてはいかん、被用者保険との差があつてはいかん、平準化しなきゃいけない、そういう一部の人たちだけに税金を回すというのは不公平感がある、こういう理屈を委員長報告の中でも執行部は述べておりますけれども、そういう論理で言うならば、大月の運動公園でも一緒ですよ。利用する者に税金を回すんでしょ。加入者、国保だけの人に回す。税金を一部の人に回すという言い方をすれば、税金を公平な負担と言い方にすれば、論理は一緒ですよ、論理は。何を優先するかということなんです。それは、先ほど委員長報告に対して申し上げましたけれども、やはり住民の命と健康を一番大事にすることが大事なんです。赤字云々の問題、もちろんどうでもいいわけじゃないです。だから、将来に向けてさまざまな定期検診の問題だって、乳がん検診どんだけやっていますか。それをやるだけでどれだけの具体的な医療費の節約になりますか。そういうことを全部調査をして、その額をはじいてもらわなきゃならん、一般論ではなくて。ですから、そういうふうなさまざまな相対的な観点から考えたときに、要するに一般会計から、いわゆる国保に繰り出しをするということは、むしろ日本国憲法第25条に見合った考え方であるというふうに私は思います。

特別会計そのものを切り離し、何でも本体から切り離して、けれども、逆に特別会計にやっついて、それから一般会計に移しかえた、そういうのもありますよね。コミプラですよ、コミプラ。コミプラは特別会計だったでしょう。それを今、一般会計の中に入れていましょう。だから、何を基本的に据えて物を考えていくかということが大事だと思います。そういう方向を具体的に、きちんと今申し上げた課題も含めて精査・分析をして、しかる後に、さてどんだけ上げたらいいかとか、やっぱり上げないがいいとか、そういう議論をやるべきだというふうに思います。

ですから、今回の保険料率及び税額の改定については、する必要がないということを申し上げて、反対の討論とさせていただきたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。

議案第5号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星川睦枝君） 着席願います。起立多数です。したがって、議案第5号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

10時20分から再開します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時22分

○議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 議案第10号から日程第28 議案第32号までについて（提案説明）

○議長（星川睦枝君） 日程第6、議案第10号人権擁護委員の候補者の推薦についてから日程第28、議案第32号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） それでは、私のほうから所信表明、並びに提案説明をさせていただきます。

御案内のように、ことしの冬は、記録的な大雪が全国各地に被害を及ぼしましたが、雪解けの季節となるこの先は、大過なく春を迎えてほしいと切に願っておるところでございます。

本日、平成26年第1回瑞穂市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げたいと思います。

定例会開催に当たりまして、市政への所感及び今回提案する議案について述べさせていただきます。

さて、内外の情勢を俯瞰しますと、感動と興奮に沸いたソチ五輪も終わりを告げ、6年後の2020年東京五輪・パラリンピック開催に向けて高まるオリンピック機運と、2027年のリニア中央新幹線開通への期待が膨らむ日本では社会経済全体も盛り上がりつつあります。

国は、アベノミクス効果をさらに推し進めるため、好循環実現のための経済対策を定める等、日本経済の再生とデフレ脱却を図ろうとしており、岐阜県におきましては、東京五輪及び2020年東海環状自動車道全線開通を見据えた「清流の国づくり」で、スポーツ振興と地域活性化の一体的な推進を図ろうとしており、その相乗効果が期待されるところであります。

この4月からは、いよいよ消費税率が8%に改正されます。これに伴いまして、市としても、市民の皆様には水道料金、下水道使用料、学校給食費の引き上げ等、御負担をお願いしなければならず、大変心苦しく感じている次第であります。

そのような中でございますが、瑞穂市は、間もなく人口が5万3,000人を突破しようとする状況であり、さらなる行政サービスを充実させ、地方自治の定める住民の福祉の増進を図ることを進めてまいりたいと、改めて意を強くしている次第であります。

それでは、平成26年度当初予算（案）を上程する本定例会に当たり、新年度に向けた事業及び施策について御説明を申し上げます。

平成26年度当初予算の総額は、全会計で226億8,492万7,000円と、対前年度比で4.8%の伸びとなりました。これは、消費税率の改正や社会保障費、医療費の増嵩、さらには、議会にもお諮りしながら進めてまいりました私のマニフェスト「人と自然に優しい、災害に強いまちづくり」に関する事業に予算を重点配分させていただいたからであります。

まず、消費税の影響であります。歳出は約1億6,000万円の増額に対し、歳入は実質5,000万円弱の増収しか見込めないことから、差し引き1億1,000万円の負担増となる見込みであります。

次に、新年度の主要施策について御説明申し上げますと、1点目は、（仮称）大月運動公園整備事業であります。

これは、平成22年度包括外部監査での指摘も踏まえ検討してきたところではありますが、もとを正せば、新市建設計画、第1次総合計画にあるとおり、合併時の懸案事項として（旧）生津ふれあい広場とあわせて持ち越してきた事業であります。その（旧）生津ふれあい広場が活用度・利用頻度の低迷の脱却から、平成24年度に生津スポーツ広場としてリニューアルしたところであり、市の均衡のとれた発展を図り、オリンピック機運に向けて高まる市民全体のスポーツニーズを満たす観点から、大月の遊休地については体育協会及び関係団体等からのさまざまな意見を集約した結果、運動公園として整備する次第であります。

2点目は、公共下水道事業の推進であります。

現在、公共下水道事業の進捗は、終末処理場候補地に当たる地区の皆様の御理解をお願いしているところでありますが、新年度は事業の早期着手を目指して、公共下水道基本計画の策定を目標に掲げ、一歩でも二歩でも前進させてまいりたいと考えております。

3点目は、学校等施設整備事業であります。

継続事業である穂積北中学校の大規模改修を完成させ、牛牧小学校の増改築整備に着手するほか、酷暑となった昨年の夏の経験を踏まえ、小・中学校の全教室にエアコンを、平成26年度から平成29年度の4カ年計画で整備し、児童・生徒の健やかな育成の場を整備してまいります。

4点目は、都市公園整備事業であります。

公園・緑地等基本計画に基づいて整備してきた都市公園も計画的に備わってきており、新年度は下穂積公園の用地取得と、穂積野口公園・野田新田番屋口公園・野白新田扣畑公園の整備を平成25年度の繰越明許費とあわせて進めてまいります。

5点目は、道路・橋梁新設改良事業であります。

道路整備は、インフラ整備の基本です。国の社会資本整備総合交付金を活用する西部環状道路整備や一般道路改良整備、さらには野田橋、柳一色橋の歩道橋整備を進め、安全確保の充実に努めてまいります。

その他としましては、防災行政無線の更新、朝日大学と連携、ホームページリニューアル、みずほバスのデザイン更新、ふるさと納税の推進、ダイニングサポートの拡充、いじめ問題に関する連絡協議会及び調査委員会の設置、地区ステーションでの容器包装プラスチックなど分別区分の統一化準備、東京都瑞穂町との交流、学校生活支援員の拡充、乳幼児のころから本に親しんでもらうブックスタート、アレルギーに対応した学校給食等を計画しているほか、自治会活動、地域コミュニティ活動、消防団活動、ガラス工房については一部予算の見直しをさせていただきます。このため、近年、抑制傾向にあった市債は借入れが増加し、当面は厳しい財政運営となりますが、その影響は一時的であると見ており、今後も堅実な財政運営で、引き続き健全財政を維持していけると考えておりますので、議員皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今回上程します議案は、人事案件が1件、指定管理者の指定が1件、条例の制定及び改正に関する案件が6件、平成25年度予算の補正に関する案件が7件、平成26年度当初予算に関する案件が7件、市道路線の認定及び廃止に係る案件が1件の合計23件であります。

本議案には、さきの臨時会にもお諮りしました機構改革に伴う総合センターへの組織移転に関連する条例案も上程をいたしておりますので、御審議をよろしく申し上げます。

それでは、順次、提出議案の概要を説明させていただきます。

議案第10号でございます人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

平成26年6月30日に任期満了となる人権擁護委員 西村由紀子氏については、引き続き同氏に、また同日付で任期満了となる小森秀夫氏の後任には、大内康博氏を候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第11号指定管理者の指定についてであります。

瑞穂市うすずみ研修センターの施設管理業務について、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定するものであります。

なお、一般財団法人NEO桜交流ランドの業務は、吸収合併により平成26年4月1日より一般財団法人もとす振興公社が引き継ぐため、同財団と契約するものであります。

次に、議案第12号瑞穂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定についてであります。

国家公務員の新たな早期退職募集制度の導入に伴いまして、これに準じて定年前早期退職者に対する特例措置の内容を拡充するため、市条例を制定するものであります。

次に、議案第13号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてであります。

いじめ防止対策推進法の施行に伴いまして、市として関係機関の連携を図るため、関係者によるいじめ防止関連協議を行う協議会及び重大事態調査のための委員会を設置するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第14号瑞穂市基金条例等の一部を改正する条例についてであります。

さきの財政援助団体監査の結果を踏まえまして、体育協会寄附金として受けました307万9,000円を体育振興基金として積み立てるため、地方自治法第241条の規定に基づきまして、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第15号瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。

平成22年度包括外部監査措置結果を踏まえまして検討してきました瑞穂市鷺田橋グラウンド及び瑞穂市犀川グラウンドについて市体育施設から廃止するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第16号瑞穂市総合センター条例の一部を改正する条例についてであります。

総合センター内で行っているデイサービス事業について平成26年3月31日をもって廃止することから、所要の改正を行うとともに、福祉センターのあり方について整理するものであります。

次に、補正予算であります。一般会計につきましては、一部の事案を先に審議願いたく、分割して提案させていただきます。

議案第17号平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,470万円を追加し、総額164億348万4,000円とするものであります。

本議案は、（仮称）大月運動公園の借地取得について公園整備が決定したことにより、新たに地権者からの申し出があったことから、年度内に事業を進めるため、先に議決をお願いするものであります。

次に、議案第18号平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ3億9,368万5,000円を減額し、総額160億979万9,000円とするものであります。

また、1件の継続費と11件の繰越明許費、2件の債務負担行為、1件の地方債の補正をするものであります。

今回の補正予算では、事業の完了、事業費の確定により5億8,357万6,000円を減額するほか、前倒し事業の追加等で1億8,989万1,000円を増額する内容としました。

特に、国の補助金を活用して実施する障害福祉システム開発事業、社会資本整備総合交付金事業、中学校・幼稚園天井落下防止に係る改修事業は、翌年度に予算を繰り越すことができる

繰越明許費を設定したほか、組織改革に係る福祉センター・老人福祉センター改修事業にも設定させていただきました。

歳入の主なものは、市税で5,498万円増額するほか、基金繰入金については4億176万3,000円減額するものであります。

さらに、4月からの消費税率改正に伴いまして、市内の3つのコミュニティーセンター及び自転車駐車場の指定管理料も引き上げとなることから、債務負担行為の限度額を補正するものであります。

次に、議案第19号平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,459万9,000円を追加し、総額49億6,003万5,000円とするものであります。

歳出の主なものは、医療費の伸びにより保険給付費で1億円、高額医療費の共同事業拠出金で2,794万8,000円の増額であり、保険給付費の伸びに対応するため、基金積立金で9,051万1,000円を減額するものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税の過年分等で1,059万6,000円、国庫・県支出金、療養給付費交付金で6,110万2,000円を増額し、共同事業交付金、繰入金で3,593万9,000円を減額するものであります。

次に、議案第20号平成25年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ295万6,000円を追加し、総額3億7,872万2,000円とするものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金で443万9,000円増額し、保健事業費で103万3,000円減額するものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料で400万円増額し、一般会計繰入金を49万1,000円減額するものであります。

次に、議案第21号平成25年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,202万7,000円を減額し、総額1億8,114万7,000円とするものであります。

補正の主な理由は、施設修繕、下水道工事費等の減額であります。

次に、議案第22号平成25年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ614万2,000円を減額し、総額2,374万4,000円とするもので

あります。

補正の主な理由は、施設修繕費の減額であります。

次に、議案第23号平成25年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

業務予定量において給水戸数を413戸追加し、また年間総給水量を4万5,000立方メートル減量するものであります。

収益的収入及び支出において、収入を285万円減額し、支出を2,638万1,000円減額するものであります。

資本的収入及び支出においては、収入を313万9,000円増額し、支出を1億835万2,000円減額するものであります。

次に、議案第24号平成26年度瑞穂市一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ159億8,000万円と定めるほか、2件の継続費、3件の債務負担行為、5件の地方債を設定するものであります。

歳出の主なものは、予算額順で、民生費が57億5,302万1,000円と最も大きくなっております。これは扶助費等の義務的経費及び社会保障関連経費の増嵩によるものであり、特に消費税率改正に伴う臨時福祉給付金費を2億77万円計上させていただきました。

次に、教育費が26億5,724万円であり、主なものは、冒頭でも述べました（仮称）大月運動公園整備事業費に8億9,000万円、小・中学校施設整備事業に3億2,612万4,000円であります。

次いで、総務費が16億6,425万8,000円、土木費が16億1,052万9,000円、衛生費が14億5,785万4,000円の順となっております。

次に、歳入の主なものは、市税・地方交付税等の一般財源が103億796万8,000円、国・県支出金が26億8,376万円、地方債が17億6,000万円、分担金・使用料等が12億2,827万2,000円であります。

継続費では、小・中学校のエアコン設置を計画的に整備するため、平成29年度までの4年間で6億4,586万7,000円の限度額を設定しました。

議案第25号平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億9,882万5,000円とするものであります。

歳出の主なものは、保険給付費で33億4,013万8,000円、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金等で9億4,097万7,000円あります。

歳入の主なものは、保険税率の改正を見込んだ国民健康保険税が12億6,463万1,000円、国庫・県支出金、療養給付費交付金で14億7,837万8,000円、前期高齢者交付金で11億590万3,000円あります。

次に、議案第26号平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,662万1,000円とするものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金で3億7,164万8,000円、すこやか健診、人間ドック健診助成等の保健事業費で1,954万1,000円であります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料で2億9,788万2,000円であります。

次に、議案第27号平成26年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,795万円とするものであります。

給食対象人数は6,788人であり、205日分の給食日数を見込んだほか、9月からアレルギー対応給食の提供を始めます。

次に、議案第28号平成26年度瑞穂市下水道事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,811万2,000円とするものであります。

歳出の主なものは、総務費で5,698万4,000円、公債費で1億1,522万3,000円であります。

歳入の主なものは、使用料及び手数料で5,343万9,000円、一般会計繰入金で1億2,987万1,000円あります。

次に、議案第29号平成26年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,801万2,000円とするものであります。

歳出の主なものは、農業集落排水事業費で1,610万1,000円、公債費で1,091万1,000円あります。

歳入の主なものは、使用料及び手数料で743万3,000円、一般会計繰入金で1,957万7,000円あります。

次に、議案第30号平成26年度瑞穂市水道事業会計予算についてであります。

業務の予定量を、給水戸数1万6,000戸、年間給水量457万9,800立方メートルとして積算をいたしました。

収益的収入及び支出においては、収入予定額を5億1,054万9,000円、支出予定額を4億7,255万7,000円と定め、資本的収入及び支出においては、収入を6,741万4,000円、支出予定額を4億2,285万円と定めるものであります。

なお、資本的支出に対し収入が不足する額については、過年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額にて補填するものであります。

次に、議案第31号市道路線の認定及び廃止についてであります。

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により道路台帳統合業務に伴う市道全路線の見直しを行い、2,201路線を廃止し、新たに2,181路線に置きかえるとともに、道路計画に伴う1路線、宅地開発に伴う管理引き継ぎの7路線をそれぞれ認定するものであります。

最後になりますが、議案第32号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

大規模災害からの復興に関する法律の公布に伴いまして、復興計画の作成等のため派遣され

た職員の災害派遣手当を支給するため、市条例の改正を行うものであります。

以上、23件の提出議案につきまして概要を御説明させていただきました。よろしく御審議をいただきまして、適切な御決定を賜りますことをお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（星川睦枝君） ありがとうございました。

これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時16分

○議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第10号及び議案第17号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案第10号及び議案第17号については、委員会付託を省略することに決定しました。

議案第10号について（質疑・討論・採決）

○議長（星川睦枝君） 議案第10号人権擁護委員の候補者の推薦については、2名の委員について、議会の意見を求められます。

そこで、まず西村由紀子君を人権擁護委員の候補者に推薦する件の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより人権擁護委員の候補者に西村由紀子君を適任とする意見の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。起立全員です。したがって、人権擁護委員の候補者に西

村由紀子君を適任とすることに決定しました。

次に、大内康博君を人権擁護委員の候補者に推薦する件の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより人権擁護委員の候補者に大内康博君を適任とする意見の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。起立全員です。したがって、人権擁護委員の候補者に大内康博君を適任とすることに決定しました。

したがって、議案第10号人権擁護委員の候補者の推薦については、それぞれ適任とされました。

議案第17号について（質疑・討論・採決）

○議長（星川睦枝君） これより議案第17号平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

まず、この土地・建物と購入費についてでありますけれども、新年度予算を提案した本日、この補正予算が同時に提案をされたということが事実でありますけれども、まず1つは、これは地権者の事情によるものであるかどうか、あるいは行政側の事情によるものであるか、どういう事情なのか、具体的に明らかにしていただきたい。なぜ、新年度予算ではいけなかったのか。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

この件につきましては、今回2筆ということですが、実は、昨年11月の時点で地権

者の1人の方から期間内に、期間内というのは、今年度内に土地を売りたいと。実は、その方は、25年度の10月臨時議会のときに本当は売りたいということだったんですけども、ちょっと家庭内で迷ってみえたということがありまして、そのときは出されませんでした。今回、その家庭の中の話ということで、どうしても売りたいということで申し出をされております。それが11月で、その後にも2件の地権者からも申し出がありまして、査定するときには3件あったんですが、今の2件に落ちついたということで、2件の方がどうしても年度内に売りたいという御希望がありまして、今回出させていただきます。以上です。

○議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、反対の立場で討論をしたいと思っております。

といいますのは、今の時期はどのような時期かということを考えていただきたいわけです。昨日、選挙管理委員会から条例制定の直接請求に対する結果が出され、それから縦覧に付されております。昨日からですね。その結果、4,300人ぐらいの中で大体3,900人ぐらいの有効署名があったと。実際は出しおくれたもの等々もありますので、4,500人ぐらいの署名が1カ月で集まった、こういうことであります。

10年前に、合併の是非をめぐる住民投票をやりましたけれども、一番、当時は合併問題で全国的な盛り上がりがある中、5,500名ほどの署名を集めました。これは、医師会も全力を挙げて協力していただいて集めた数であります。ということから考えれば、今回の4,500人に及ぶ署名数というのは、私もこれまで小選挙区制の問題を含めて6回目の運動をやりましたけれども、かつてない、平時というとおかしいんですけども、平時における署名活動としては大きく盛り上がったのではないかと。私の経験から言っても、選挙でほとんど歩かないんですけども、今回は責任において歩かなければいかんということで歩きましたけれども、反対、あるいは署名を拒否する人は1人か2人しかいなかったですね。数百人ぐらい歩きましたけれども、ほとんど、たくさんのお話も必要となく、書いてくれました。一言で、そんなもん無駄やと、簡単ですね。ですから、恐らく時間があれば、1カ月、2カ月、3カ月と続けていけば、7,000人でも8,000人でも集まるという手応えを感じたわけでありまして。

いずれにしても、結果は3,900人ほどの有効署名でありますけれども、そういう署名がきの

うから縦覧になっているという時期なんですね。ですから、少なくとも住民の側からの行政に対する「待った」の動きでもあるわけですから、その時期には執行部の側もある程度、その動きを見守るといふような住民に対する敬意というものが必要ではないかと。もちろん、地権者の事情もあるでしょう。そういうことを踏まえてもなおかつ、執行部は四千数百人の署名をされた皆さんに対する、行政に対する多様な意見の一つの傾向として受けとめる、そういう気持ちがあるかどうか、このことが実は突きつけられたわけですね。それに対してどう対応するかというのが、今言った10月段階から売りたいということもあったからということも含めて、本日の提案になっているというふうに考えていかなければならないということでもあります。

したがいまして、私はもっと慎重にやらないと、ますます住民は、せっかく56年体制を変えて、情報公開を初め公園の整備等々を含めて改革を進めてきている堀市政に対して非常に政治的な打撃になる。10年前の合併の署名運動もそうですよ。大変盛り上がりの中で、その流れの中で市長交代という実がとれた。ですから、住民の流れを軽視せずに、訴えるところを十分に受けとめる、耳を傾ける、これが堀マニフェストの一番基本とするところでもあります。ですから、そういうことをぜひ肝に銘じておいていただきたい。

仮にこれが可決されたとしても、私は今の点についておごってしまう、耳にふたをしてしまうと大変な結果が来ないとも限らないということを、ぜひ執行部においては考えておいていただきたいというふうに思います。そういう立場から、本議案については反対をさせていただきます。

〔「縦覧はきょうからだから、発言訂正しておいてください」の声あり〕

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 発言で、縦覧はきのうからと言いましたけれども、縦覧はきょうからということで、そういうことで訂正しておいてください。

○議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 議席番号14番 若園五朗、新生クラブ。

ただいまの議案第17号平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）を賛成の立場で御説明申し上げます。

（仮称）大月運動公園につきましては、会計監査においても早くこの土地を購入して、早く有効利用するという申し出も出ていますので、その意向に沿って、今執行部が粛々と早く市の用地買収に考えているところをございまして、この単価を見ても、坪単価3万6,000円から3万7,000円という適正な単価で購入していることですので、今回の提案については賛成といた

します。以上です。

○議長（星川睦枝君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 堀武、あえて反対します、あえて。

なぜかという、初期の3,000万の設計、5億、それがいつの間にか10億になる、化けることに対する不信感、それだけ。だから、本来は借地に関して、それを所有に変えるということには基本的に前回は賛成しているんですけど、今回、余りにもその誠実さが見えない。だから、私はあえて、この土地購入に関しては反対します。以上、それだけです。

○議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

議案第17号平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）を、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。起立多数です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第29 議員派遣について

○議長（星川睦枝君） 日程第29、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を瑞穂市議会会議規則第169条の規定により提出しております。

内容については2点ございます。

まず1点目は、平成26年4月17日に東海市議会議長会の主催による議長会議及び講演・情報交換が静岡県浜松市で開催されるため、議長に同行して会議に出席する副議長を派遣するものです。

続きまして2件目は、平成26年5月23日に中濃十市議会議長会の主催による議長会及び講演・情報交換が美濃市で開催されるため、議長に同行して会議に出席する副議長を派遣するものです。

以上の2件につきまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任を願います。

お諮りします。本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

延会 午前11時35分

